

事務連絡  
令和4年5月20日  
令和4年6月1日一部改正

各（都道府県）  
（保健所設置市）  
（特別区）  
衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### サル痘に関する情報提供及び協力依頼について

今般、欧州や北米を中心に感染が確認されているヒトのサル痘については、現在、厚生労働省においても情報収集に努めているところです。

我が国では、サル痘については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、4類感染症に位置づけ、サル痘の患者を診断した医師は、都道府県知事等に対して直ちに届け出を義務づけています。

これまで我が国においては、ヒトのサル痘の発生事例は報告されていませんが、今般のヒトの感染事例については、アフリカ大陸以外の複数の国で、渡航歴のない感染者が発生しており、市中感染の発生が示唆されることから、我が国における輸入例等の発生に注意する必要があります。

貴職におかれましては、感染症法に基づくサル痘の届出基準を改めてご確認いただくとともに、別添について、管下の医療機関にご周知頂き、臨床症状からサル痘を疑う患者の対応についての相談や情報提供があった場合には、厚生労働省健康局結核感染症課に情報提供をお願いします。また、サル痘の確定診断が実施可能な機関は、現時点で国立感染症研究所に限られることから、疑い事例が発生した場合には、国立感染症研究所への相談の上、検体搬送等についてご協力をお願いします。

また、本件に関しての積極的疫学調査や検体採取方法等については、追ってお示しする予定です。

なお、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会及び各検疫所宛てに発出しておりますことを申し添えます。

本件に関して、別添を修正いたしました。（主な改正箇所は太字下線）

#### 【連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課

担当：川村、東良、杉原

電話番号：03-3595-2257

メールアドレス：variants@mhlw.go.jp

## サル痘への対応について

1. 各国の事例について

2022年5月以降、欧州、北米等において、サル痘の感染例及び疑い例が報告されている。

世界保健機関（WHO）によると、5月26日時点で、257確定事例及び127疑い例がサル痘非常在国である23カ国から報告されている<sup>1</sup>。死亡例の報告はない。

英国においては、5月6日以降、106例のサル痘事例が確認されている。5月7日に報告された最初の症例は、流行地であるナイジェリアに渡航歴があった。5月14日に追加の2例（同居。1例目と疫学関連なし。）が報告され、それ以降、過去症例との疫学関連やサル痘常在国への渡航歴がない症例が追加されている<sup>2</sup>。

英国以外については、5月26日時点のWHOとりまとめによると、ポルトガル、スペイン、カナダ、米国等において確定例及び疑い例が確認されている<sup>1</sup>。

英国保健安全保障省は、英国内の症例の疫学調査においては、ゲイ・バイセクシヤル・その他の男性間の性交渉を行う者（Gay, Bisexual and other Men who have Sex with Men: GBMSM）での感染事例が多いことを指摘している<sup>2</sup>。WHOは、報告例の全てがMSMではないとしている<sup>1</sup>。

2. サル痘について

## ・ 概要

- ・ サル痘はオルソポックスウイルス属のサル痘ウイルスによる感染症で、1970年にヒトでの感染が発見されて以来、中央アフリカから西アフリカにかけて流行している。我が国では感染症法上の4類感染症に指定されている。
- ・ 2017年からナイジェリアで患者数が増加し、2018年から英国等においてナイジェリアに疫学的リンクのある輸入例が発生している。

## ・ 症状

- ・ ウイルスに曝露後、通常6-13日（最大5-21日）の潜伏期間の後に発症。
- ・ 発熱、頭痛、リンパ節腫脹などの症状が0-5日程度持続し、発熱1-3日後に発疹が出現。
- ・ 皮疹は顔面や四肢に多く出現し、徐々に隆起して水疱、膿疱、痂皮となる。
- ・ 欧州疾病予防・管理センター（ECDC）の報告では、現在欧州等で発生が見られるサル痘症例について、男性間で性交渉を行う者（MSM: Men who have Sex with Men）の間で報告されている症例では、外陰部に病変が集中していることを指摘している<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 世界保健機関（WHO）. Multi-country monkeypox outbreak in non-endemic countries: Update. 29 May 2022. <https://www.who.int/emergencies/disease-outbreak-news/item/2022-DON388>

<sup>2</sup> UK Health Security Agency (UKHSA). Monkeypox cases confirmed in England latest updates. 27 May 2022. <https://www.gov.uk/government/news/monkeypox-cases-confirmed-in-england-latest-updates>.

<sup>3</sup> 欧州疾病予防管理センター（ECDC）. Risk assessment: Monkeypox multi-country outbreak 23 May 2022. <https://www.ecdc.europa.eu/en/publications-data/risk-assessment-monkeypox-multi-country-outbreak>

- ・ 多くの場合2-4週間持続し自然軽快するものの、小児例や、あるいは曝露の程度、患者の健康状態、合併症などにより重症化することがある。
- ・ 皮膚の二次感染、気管支肺炎、敗血症、脳炎、角膜炎などの合併症を起こすことがある。
- ・ サル痘常在国における致命率は1-11%程度とされている。

(参考) サル痘による皮疹 (UK Health Security Agency (UKHSA) , 14 May 2022)



- ・ 感染経路
  - ・ 主にアフリカに生息するリスなどのげっ歯類をはじめ、サル、ウサギなどウイルスを保有する動物との接触によりヒトに感染する。
  - ・ サル痘はヒトからヒトに感染することがあり、主に接触感染、飛沫感染をするとされている。なお、理論的には空気感染も起こす可能性が指摘されているが実際に空気感染を起こした事例は確認されていない。
  - ・ 発症後からすべての皮疹が消失し新しい正常な皮膚に覆われるまで感染予防策をとることが推奨されている。
- ・ 鑑別診断
  - ・ 同じく発疹を症状とする疾患が鑑別となり、水痘、麻疹、細菌感染、梅毒、薬物アレルギーなどが代表的。既に根絶されている天然痘とは症状での区別は困難である。
  - ・ サル痘の発疹は手掌と足底にも出現することが多く、水痘の鑑別に有用とされる。
- ・ 診断
  - ・ 主に水疱や膿疱の内容液や蓋、あるいは組織を用いてPCR検査で遺伝子を検出することが有用である。
  - ・ その他、ウイルス分離・同定や、ウイルス粒子の証明、蛍光抗体法などの方法が知られている。
  - ・ 抗原検査や抗体検査は交差反応が多く、特異的な診断には至らない。
- ・ 治療法
  - ・ 我が国で利用可能な薬事承認された特異的な治療薬はない。
  - ・ 欧州においては特異的治療薬として Tecovirimat が承認されている。このほか、実験室レベルでは、Cidofovir、Brincidofovir などの薬剤が有効な可能性がある。
- ・ 予防法

- ・ 天然痘ワクチン<sup>4</sup>によって約 85%発症予防効果があるとされている。
- ・ 流行地では感受性のある動物や感染者との接触を避けることが大切である。

### 3. 我が国における対応について

サル痘は、我が国では感染症法上の 4 類感染症に指定されており、当該感染症の患者もしくは無症状病原体保有者を診断した医師、感染死亡者及び感染死亡疑い者の死体を検案した医師は、ただちに最寄りの保健所への届出を行う必要がある。

今般、欧米等において確認されているサル痘の流行については、その疫学的動向が既知の知見と異なっていることから、当面の間、本疾患を疑う患者（以下「疑い例」という。）及びその接触者に関する暫定症例定義、医療機関及び保健所・都道府県等における対応については、下記の通りとする。

#### (1) 疑い例及び接触者に関する暫定症例定義

1) 「疑い例」の定義：下記の①～③全てを満たす者を指す。

① 説明困難<sup>\*1</sup>な急性発疹を呈している。

(\*1) 水痘、風疹、梅毒、伝染性軟属症、アレルギー反応等のその他の急性発疹を呈する疾患によるものとして説明が困難であることをいう。

② 次の 1 つ以上の症状を呈している。

- ・ 発熱 (38.5℃以上)
- ・ 頭痛
- ・ 背中痛み
- ・ 重度の脱力感
- ・ リンパ節腫脹

③ 次のいずれかに該当する。

- ・ 発疹等の発症の 21 日以内にサル痘常在国<sup>\*2</sup>に滞在歴があった。
- ・ 発疹等の発症の 21 日以内にサル痘常在国以外のサル痘症例が報告されている国に滞在歴があり、滞在先で他者との濃厚接触（性的接触を含む。）があった。
- ・ 発疹等の発症の 21 日以内にサル痘常在国やサル痘症例が報告されている国に滞在歴がある者と日本国内において濃厚接触（性的接触を含む。）があった。
- ・ 発疹等の発症の 21 日以内に複数または不特定の者と性的接触があった。

(\*2) サル痘常在国：ベナン共和国、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、ガボン、ガーナ（動物のみで確認）、コートジボワール、リベリア、ナイジェリア、コンゴ共和国、シエラレオネ及び南スーダン

2) 「接触者」の定義：サル痘の患者（確定例）又は疑い例と、表 1 に示す接触状況があった者を指す。

<sup>4</sup> 日本国内では 1976 年以降天然痘ワクチンの定期予防接種は行われていない。

表1 接触状況による感染リスクのレベル

		サル痘患者等との接触の状況				
		創傷などを含む粘膜との接触	寝食をともにする家族や同居人	正常な皮膚のみとの接触	1m以内の接触歴 <sup>3)</sup>	1mを超える接触歴
適切なPPEの着用や感染予防策	なし	高 <sup>1)</sup>	高 <sup>2)</sup>	中 <sup>1)</sup>	中	低
	あり	-	-	-	低	低

1) サル痘常在国でのげっ歯類との接触を含む

2) 寝具やタオルの共有や、清掃・洗濯の際の、確定例の体液が付着した寝具・洋服等との接触を含む

3) 接触時間や会話の有無等周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断すること

## (2) 医療機関における対応について

### 1) 報告

- ・ 疑い例の症例定義に該当する者を診察した場合には、最寄りの保健所に相談すること。
- ・ 特に、最近の海外渡航歴を有する疑い例については、渡航歴、接触歴（性的接触歴を含む）、天然痘ワクチン接種歴等の詳細を可能な限り聴取すること。
- ・ 感染症法第15条による保健所の積極的疫学調査に協力すること。
- ・ 別紙1を参考に疑い例の検体を保存するとともに、保健所の求めに応じて、検体を提出すること。

### 2) 臨床上の留意点

- ・ 疑い例に接する際には、接触及び空気予防策<sup>5</sup>を実施すること。入院が必要となる場合は、個室（陰圧個室が望ましい。）で管理を行うこと。
- ・ サル痘の患者については、全ての皮疹が痂皮となり、全ての痂皮が剥がれ落ちて無くなるまで（概ね21日間程度）は周囲のヒトや動物に感染させる可能性がある。
- ・ サル痘については、常在国における致死率は高い一方で、非常在国における重症化率については不明であることから、入院での管理を行うことが考慮される。

<sup>5</sup> サル痘の主な感染経路は接触感染や飛沫感染であるが、水痘、麻疹等の空気感染を起こす感染症が鑑別診断に入ること、サル痘に関する知見は限定的であること、他の入院中の免疫不全者における重症化リスク等を考慮し、現時点では、医療機関内では空気予防策を実施することが推奨される。

- ・ これまで国内での発生がないことから、当面の間、特定感染症指定医療機関及び第一種感染症指定医療機関においては、患者等の受入れや接触者の発症時の受診の受入れを優先的に検討されたい。
- ・ 外来においてフォローアップを行う場合には、自宅等における感染対策を徹底するとともに、自身の健康に注意を払い、症状が悪化する場合には入院治療を行うことができるよう、最寄りの保健所と連携をとること。
- ・ サル痘患者が利用したリネン類を介した医療従事者の感染の報告があることから、リネン類を含めた患者の使用した物品の取り扱いには注意すること<sup>6</sup>。
- ・ 診断や治療等の臨床管理については、国立国際医療研究センター国際感染症センター（DCC）に相談を行うことが可能である。

連絡先：  
 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院  
 国際感染症センター（DCC）  
 TEL： 03-3202-7181（代）  
 Email： [idsupport@hosp.ncgm.go.jp](mailto:idsupport@hosp.ncgm.go.jp)

### （3）保健所・都道府県等における対応について

#### 1）報告

- ・ 疑い例を診療した医師からの相談があった場合には、以下の連絡先に相談されたい。メールで連絡する場合は、厚生労働省と国立感染症研究所の両方の連絡先を宛先に入れること。

連絡先：  
 厚生労働省健康局結核感染症課  
 TEL： [03-3595-2257](tel:03-3595-2257)（平日）  
 TEL： 090-1532-3386（休日・夜間緊急連絡時）  
 Email： [variants@mhlw.go.jp](mailto:variants@mhlw.go.jp) ※文頭に【サル痘】と入れること  
 国立感染症研究所 EOC  
 TEL： 03-4582-2602 ※平日日中のみ  
 Email： [eoc@nih.go.jp](mailto:eoc@nih.go.jp)

#### 2）調査

- ・ 別紙2を参考に、感染症法第15条に基づき積極的疫学調査を実施すること。
- ・ 積極的疫学調査の実施にあたっては、国立感染症研究所の实地疫学専門家養成プログラム（FETP）の派遣を行うことができるので、積極的に活用を検討されたい。
- ・ 調査結果については、感染症法第15条に基づき、国立感染症研究所により調査票の分析を行うので、調査票を記入し第一報をした時点（記載可能な範囲）で、可能な限り電子ファイルで、上記メールアドレス（厚生労働省結核

<sup>6</sup> 厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（平成30年12月27日付け健感発第1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知別添）の「痘そう」を参照のこと。

感染症課及び国立感染症研究所 EOC) に報告されたい (件名の文頭に【サル痘】と記載)。

- ・ なお、症例が他の自治体管轄の医療機関へ転院した場合などは、転院先の自治体に情報や検体確保状況を共有するなど、自治体間の情報共有や検体確保のための協力を円滑に実施すること。
- ・ 調査において疑い例や患者 (確定例) に接する際には、接触及び飛沫感染予防策を実施すること。

### 3) 検体

- ・ 感染症法第 15 条に基づき、別紙 1 を参考に検体を収集し、国立感染症研究所に送付すること。検体採取・送付の具体的な調整については、上記、国立感染症研究所 EOC に相談されたい。
- ・ 検体の輸送に当たっては、「感染性物質の輸送規制に関するガイダンス 2013-2014 版 (国立感染症研究所)」に基づき、適切に梱包・輸送を行うこと。
- ・ 本依頼により報告された症例については、後日、厚生労働省又は国立感染症研究所から都道府県等及び医療機関等に対し、検体の送付を依頼し、感染源等究明のための追加調査等を行うことがあるので、可能な限り、検体を 6 ヶ月間保存することにご協力を頂きたい。

### 4) 患者等及び接触者への対応

- ・ 患者の発生に備え、患者等の受入れや接触者の発症時の受診について、管内の感染症指定医療機関等とあらかじめ協議を行い、受入れ体制を確保すること。なお、サル痘についてはこれまで国内での発生がないことから、当面の間、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関において受け入れを優先することが望ましい。
- ・ サル痘は感染症法上の 4 類感染症であり、感染症法に基づく入院勧告等の措置が適用されないが、海外での感染が拡大していることを踏まえ、患者 (確定例) 及び疑い例、接触者に対して、以下の感染対策について協力をいただくことが望ましい。

#### ①患者 (確定例) 及び疑い例

- ・ サル痘の患者については、全ての皮疹が痂皮となり、全ての痂皮が剥がれ落ちて無くなるまで (概ね 21 日間程度) は周囲のヒトや動物に感染させる可能性がある。
- ・ サル痘については、常在国における致命率は高い一方で、非常在国における重症化率については不明であることから、入院での管理を行うことが考慮される。
- ・ 入院しない場合には、以下の自宅等における感染対策\*を徹底するとともに、別紙 2 を参考に自身の健康に注意を払い必要に応じてフォローアップを行うとともに、症状が悪化する場合には、受診中の医療機関とも連携の上、受け入れ医療機関への入院について調整されたい。
- ・ なお、個別の対応については、適宜、厚生労働省とも協議されたい。

\*自宅等における感染対策について

- ・免疫不全者、妊婦、12歳未満の小児との接触を控える。
- ・発症中は他人の肌や顔との接触、性的接触を控える。また、サル痘については性的接触による感染が指摘されていることから、症状が消失した後も、コンドームの着用等、性感染のリスク回避を心がける。
- ・他者との寝具、タオル、食器の共用を避ける。
- ・アルコール等の消毒剤を使用した手指衛生を行う。

## ②接触者

- ・ 別紙2を参考に、患者（確定例）又は疑い例との接触後21日間は体調に注意し、接触状況による感染リスクに応じて適切にフォローアップを行うとともに、発症時には速やかに医療機関を受診すること。

## 4. 参考資料

- ・ サル痘の届出基準  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-04-13.html>
  - ・ 国立感染症研究所ファクトシート：サル痘  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/408-monkeypox-intro.html>
  - ・ 国立感染症研究所「アフリカ大陸以外の複数国で報告されているサル痘について（第1報）」  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-lab/2521-cepr/11166-monkeypox-ra-0524.html>
  - ・ 国立国際医療研究センター国際感染症センター（DCC）ファクトシート：サル痘  
<http://dcc-irs.ncgm.go.jp/material/factsheet/>
  - ・ 検疫所（FORTH）海外感染症情報  
<http://www.forth.go.jp/topics/fragment5.html>
  - ・ WHO Monkeypox Factsheet  
<https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/monkeypox>
  - ・ CDC Monkeypox  
<https://www.cdc.gov/poxvirus/monkeypox/index.html>
-



## 別紙1 病原体検査のために必要な検体採取、保存方法について（暫定版）

サル痘の実験室診断（病原学的検査）には水疱、膿疱、痂皮等の皮膚病変（発痘部位）が最も適する。皮膚病変は病期（潜伏期及び前駆期 → 丘疹期及び紅斑期 → 水疱期 → 膿疱期 → 痂皮期 → 回復期）により性状が変化していき、水・膿疱の皮（上蓋）、水・膿疱内容物、水・膿疱内部のスワブ、痂皮が検査に適している。咽頭スワブも用いられることがあるが、検出感度は皮膚病変に劣ると考えられており、検査陰性の結果の解釈には注意が必要である。また、血液からもウイルスが検出される可能性があるがウイルス血症は初期に一時的に現れるのみであり、一般的に診断目的の検査には不向きと考えられている。また、ウイルス検査以外の診療目的で皮膚病変の生検が実施された場合、ホルマリン固定パラフィン包埋検体を用いた検査も可能である。その場合の検査については、国立感染症研究所感染病理部に問い合わせること。実験室診断のための具体的な採材の材料や方法、その保存方法については表1と図1を参照のこと。

表1. 検査に使用する検体

優先順位	分類	検体種	採取方法	保存方法
1	皮膚病変	水疱液・膿疱液	生理食塩水（もしくはPBS）を0.1～0.2ml入れた注射針（26G）付きの1mlの注射器を疱膜から挿入して、2～3回ポンピングして内容物を採取。	滅菌スクリーキャップチューブ（2ml以下）等に内容液を入れて密栓。冷蔵保管。
		病変部スワブ （水疱・膿疱内部）	病変内部のウイルスをスワブに吸着させるために病変内部を強く擦り、内容液・浸出液をスワブに吸着させる。	スワブをウイルス輸送用培地（Viral Transport Medium, VTM）に浸して密封。冷蔵保管。 スワブを溶液に浸さず密封しドライスワブのまま冷蔵保管でも良い。
		痂皮	ピンセットを用いて痂皮を採取	滅菌プラスチックチューブに入れ密栓。冷蔵保管。
		水疱蓋・膿疱上蓋 （可能であれば採取）	ピンセットと先の丸い鋏を用いて水疱・膿疱の上蓋を剥がして採取	滅菌プラスチックチューブに入れ密栓。冷蔵保管。
		皮膚生検検体	ウイルス検査以外の診断目的で皮膚病変の病理組織検査が実施された場合は、当該検体を病原体検査に使用することが可能	常法に則り、ホルマリン固定パラフィン包埋し、常温保管。
2	非皮膚病変	咽頭スワブ*	常法に則り採取	スワブをVTMに浸して密封。冷蔵保管。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>皮膚病変に加えて採取を検討しても良いが、本検体のみでの検査は原則実施しない。</li> </ul>		スワブを溶液に浸さず密封しドライスワブのまま4℃保管でも良い。
--	--	--	---------------------------------

\* 咽頭スワブ検体でもサル痘ウイルスが検出されればサル痘と診断可能であるが、皮膚病変に比べて検出感度が低く、検査陰性でも感染を否定できないことに注意する。

### 【検体採取時の注意事項】

全ての検体について、採取時には、標準予防策に加えて、飛沫やエアロゾル感染の予防をする。具体的には、長袖ガウン、手袋、眼の防護具およびN95 マスクを含む個人防護具を適切に着用し実施すること。状況に応じて、靴カバーやキャップの着用も考慮する。検体採取には原則ディスポーザブルの器具を用いる。使用後の器具は汚染を広げないように適切に廃棄又は処理する。また、検体採取を行った診察室等は、リネン類の交換を含め、接触面の清拭などの清掃を行う。清掃担当する者も適切な個人防護具の着用は必須である。

採取後の検体輸送については、「感染性物質の輸送規制に関するガイダンス 2013-2014 版（国立感染症研究所）」を参照のこと。

[https://www.niid.go.jp/niid/images/biosafe/who/WHOguidance\\_transport13-14.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/biosafe/who/WHOguidance_transport13-14.pdf)

図 1 検査に使用する皮膚病変

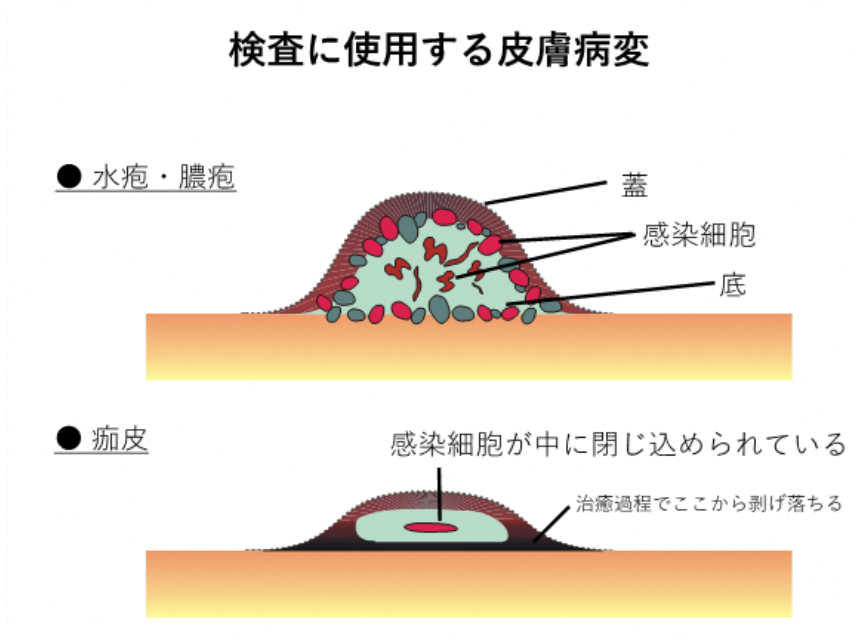
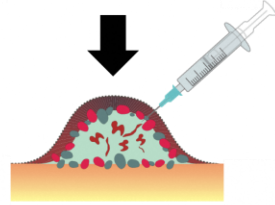
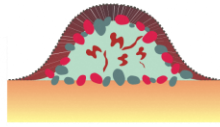


図 2 皮膚検体の採取方法

## 局所の皮膚病変別の検体の採取方法

### ① 水疱が保たれている場合



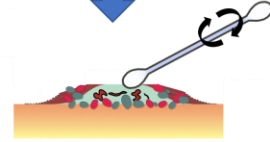
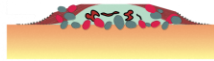
水疱内容液を  
注射器で吸引して採取する



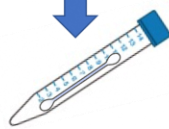
スクリーキャップ  
の2mlチューブ

この方法が最もウイルスを  
検出しやすいことが予想される

### ② 水疱が自壊している場合

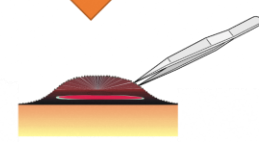


水疱内容液及び自壊組織を  
スワブで拭い、  
スワゴとチューブに入れる



水疱を切開した場合も  
この方法を用いることができる

### ③ 痂皮となっている場合



痂皮を採取する



プラスチックチューブ  
(2mL以下) に  
痂皮を入れる